

事務連絡  
令和6年4月9日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

「介護給付費等に係る支給決定事務等について」等の一部改正に  
関する通知の正誤について

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。  
標記の件については、「障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手  
引き【令和6年4月版】Ver. 18」を別紙のとおり訂正することとしますので、御了知の  
上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いし  
ます。

## ○ 別紙「障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き【令和6年4月版】Ver.18」の訂正について

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P.35 25行目	<p>⑤ 負担限度額及び補足給付額の算定 負担限度額及び補足給付額は、次の区分により算定した額とする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 生活保護受給者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負担限度額(月額) = 0円</li> <li>・ 補足給付額(月額) = 55,500円</li> <li>・ 補足給付額(日額) = <math>55,500 \text{円} \div 30.4 = \underline{1,825.6} = \underline{1,826}</math> (1円未満切り上げ)</li> </ul>	<p>⑤ 負担限度額及び補足給付額の算定 負担限度額及び補足給付額は、次の区分により算定した額とする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 生活保護受給者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負担限度額(月額) = 0円</li> <li>・ 補足給付額(月額) = 55,500円</li> <li>・ 補足給付額(日額) = <math>55,500 \text{円} \div 30.4 = \underline{1,776.3} = \underline{1,777}</math> (1円未満切り上げ)</li> </ul>
2	P.36 17、18行目	<p>(3) 【具体的な認定方法】 (略)</p> <p>① 生活保護世帯、低所得(低所得1・2)、一般1 補足給付額(月額) = <math>25,000 \text{円} * (\text{その他生活費}) + 15,000 \text{円} ** (\text{自己負担相当額}) + 55,500 \text{円} - 50,000 \text{円}</math> (地域で子どもを養育するのに通常要する費用) = <u>45,500円</u> 補足給付額(日額) = <math>\underline{45,500 \div 30.4} = \underline{1,496.7} = \underline{1,497}</math>円 (1円未満切り上げ)</p> <p>② (略)</p>	<p>(3) 【具体的な認定方法】 (略)</p> <p>① 生活保護世帯、低所得(低所得1・2)、一般1 補足給付額(月額) = <math>25,000 \text{円} * (\text{その他生活費}) + 15,000 \text{円} ** (\text{自己負担相当額}) + 55,500 \text{円} - 50,000 \text{円}</math> (地域で子どもを養育するのに通常要する費用) = <u>44,000円</u> 補足給付額(日額) = <math>\underline{44,000 \div 30.4} = \underline{1,447.3} = \underline{1,448}</math>円 (1円未満切り上げ)</p> <p>② (略)</p>